

# 電気需給契約書

高槻市水道部(以下「発注者」という。)と (以下「受注者」という。)は、発注者が【別紙1】に定める需要場所で使用する電気の需給について、次のとおり契約を締結する。

## (契約の目的)

第1条 受注者は、電気需給契約書(以下「契約書」という。)及び電気需給仕様書(以下「仕様書」という。)の内容及び受注者が定める電気需給約款(以下「約款」という。)に基づき、【別紙1】に定める需要場所で使用する電気を発注者に供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

## (法令上の責任)

第2条 受注者は、本契約の履行に当たり、電気事業法、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守するものとする。

## (料金)

第3条 本契約に基づく電気の供給に関する基本料金単価及び電力量料金単価は、【別紙2】のとおりとする。

## (需要場所及び期間)

第4条 受注者が電気を供給する場所(以下「需要場所」という。)は、【別紙1】のとおりとする。【別紙1】に定める需要場所が複数の場合には、1需要場所につき1契約種別を適用して、1需給契約が成立するものとし、各需給契約について契約書、仕様書及び約款の条項が適用されるものとする。なお、本契約が終了する場合、需要場所の全部について受注者による電気の供給が終了するものとする。

2 本契約の有効期間は2024年10月の検針日から2025年10月の検針日の前日までとする。ただし、期間内において甲の歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができるものとする。

3 受注者の責に帰すべき理由により、供給開始日を延期する場合、受注者は実際の供給開始日までの期間、発注者が従前の電気小売事業者を支払った金額と受注者との契約における金額との差額を負担するものとする。

## (権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は

担保の目的に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

#### (契約の保証)

第6条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、発注者においてその必要がないと認めた場合は、この限りではない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、【別紙1】に定める年間の予定使用総電力量より算出された使用料の100分の5以上としなければならない。

3 受注者は、第1項第4号に掲げる保証を付したときは、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 【別紙2】に定める料金単価の変更があった場合には、保証の額が変更後の【別紙1】に定める年間の予定使用総電力量より算出された使用料の100分の5以上の額に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

#### (契約電力)

第7条 契約電力は【別紙1】のとおりとし、1年間を通じての最大需要電力等を基準として、発注者と受注者との協議によって定め、実量制については、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

#### (使用電力量の増減)

第8条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り又は下回ることがある。

#### (契約電力の変更)

第9条 発注者及び受注者は、この契約の締結後、契約電力を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議のうえ、これを変更することができるものとする。

(計量及び検査)

第10条 電力量、最大需要電力及び力率は、原則として、需要場所毎に、一般送配電事業者（需要場所を供給区域とするもの。以下同じ。）によって設置された計量器により検針区域に  
応じて定められた毎月一定の日（以下「検針日」という。）に計量された値とし、電力量は30  
分毎に計測する。

2 一般送配電事業者の計量器の故障等により電力量、最大需要電力及び力率が正しく得られ  
なかった場合、これらについては需要場所毎に発注者受注者協議のうえ定める。

(料金の計算)

第11条 毎月の電気料金は、需要場所毎に次の計算方法により算定した上で、その金額を合  
算するものとする。

電気料金＝基本料金（消費税及び地方消費税額を含む）＋電力量料金（消費税及び地  
方消費税額を含む）＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

2 各需要場所への電気の供給（自家発補給電力を除く）に関する基本料金及び電力量料金の  
算定は次のとおりとする。

基本料金＝基本料金単価×契約電力＋力率割引もしくは割増

電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量＋燃料費調整額

なお、全く電気を使用しない場合の基本料金は、上記算定式により算定される基本料金の  
半額とする。

3 各需要場所への予備電力（予備線）の供給に関する料金の算定は次のとおりとする。

予備電力料金＝予備電力料金単価×予備電力契約電力

(燃料費調整額)

第12条 燃料費調整額は、その1月の使用電力量に燃料費調整単価を適用して算定するもの  
とし、燃料費調整単価は、旧一般電気事業者（需要場所を供給区域としていた、電気事業法等  
の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）により改正される前の電気事業法（昭和3  
9年法律第170号）第2条第2号に定義する一般電気事業者であった者、又は当該一般電気  
事業者であった者から同改正後の電気事業法第2条第2号の小売電気事業を承継した者をい  
う。）の電気供給条件（特別高圧・高圧）で定める条件を準用する。なお、旧一般電気事業者が  
燃料費調整の方法を変更した場合、燃料費調整の方法についてどの時点のものを適用するかは  
発注者と受注者の協議の上決定するものとする。

(再生可能エネルギー発電促進賦課金)

第13条 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、旧一般電気事業者が定める算定方法と同様  
の方法により算定するものとする。なお、旧一般電気事業者が算定方法を変更した場合には、  
変更後の算定方法によるものとする。

(力率)

第14条 力率は、旧一般電気事業者の電気供給条件（特別高圧・高圧）で定める条件を準用する。

(料金の請求及び支払)

第15条 受注者は、第11条に従い電気料金を算定のうえ、検針日前日の属する月の翌月に支払請求書をすみやかに作成（円未満の端数切り捨て）し、対価の支払いを発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定により支払請求書が提出されたときは、受注者の指定する様式による金融機関口座への振込みにより電気料金を支払うものとし、発注者が支払い請求を受けた日から30日以内に受注者に電気料金を支払うものとする。

3 発注者は請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部に瑕疵があることを発見したときは、その事由を明示して、その請求書を受注者に返付することができる。このときは、当該請求書を返付した日から、発注者が受注者から是正した請求書を受理した日までの期間は、支払期日を延長するものとする。ただし、その請求書の内容の瑕疵が、受注者の故意又は重大な過失によるときは、その請求書の提出は無効とする。

(支払遅延利息)

第16条 発注者は、電気料金を前条第2項に定める期日までに受注者に支払わない場合、当該期日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、その電気料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（消費税等額を除く。）に年2.5パーセントの割合を乗じて算定した金額を支払い遅延利息として受注者に支払うものとする。

(本契約の修正協議)

第17条 発注者又は受注者は、本契約締結後、経済情勢の変動、天変地変、法令の制定又は改廃など著しい事情により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合、相手方に本契約への追加又は本契約の修正を申し出ることができる。かかる場合、双方の事業概況等を考慮しつつ協議によってこれらを解決するものとする。双方の合意によって本契約に追加する条件又は本契約を修正すべき条件が整った場合は、かかる条件を本契約に反映する付随契約を取り交わす。

(発注者の催告による解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 指定期日内に業務を完了しないとき又は指定期日後相当の期間内に完了する見込みがないと発注者が認めるとき。

(3) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(4) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第5条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において受注者が履行しないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 受注者が高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号。以下「同条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であるとき。

(8) 下請負人等が暴力団員等である場合に、発注者が受注者に対して受注者と下請負人等との契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(9) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。

(10) 受注者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(談合等不正行為による解除)

第20条 発注者は、この契約に関し、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下

「独占禁止法」という。)第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

(2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項(同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。)、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受けたとき。

(3) 独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき(受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

#### (違約金)

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、仕様書に定める年間の予定使用電力量より算出された使用料の5.0パーセントに相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。

(1) 第18条及び第19条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

3 前2項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

#### (談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第22条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、仕様書に定める年間の予定使用電力量より算出された使用料の100分の20に相当する。

額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

(1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。

(2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(3) 第20条第4号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償額を超える場合にあつては、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約解除による料金の精算)

第23条 第18条及び第19条の規定により本契約が解除された場合、発注者は解除日まで使用した電力について電気料金を受注者に支払うものとする。

(託送供給等約款における需要者に関する規定の遵守)

第24条 発注者は、一般送配電事業者の託送供給等約款における需要者に関する規定を、遵守するものとする。

(秘密の保全)

第25条 発注者及び受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、本契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。ただし、法律、法令等により開示が義務付けられている場合で所定の手続きにより開示する場合、及び受注者が本契約に基づく義務の履行のために必要な限度で一般送配電事業者その他の第三者に開示する場合はこの限りでない。なお、本条は本契約終了後も有効に存続するものとする。

(内部通報)

第26条 受注者及び受注者が本件契約の履行のために業務等に從事させる者(以下「従事者」という。)は、本契約の履行に際し、発注者の事務事業に関して、法令等に違反し、または違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」に基づき、その事実を発注者に通報することができる。

2 受注者は、前項について、契約後すみやかに、従事者に周知するものとする。

(約款)

第27条 受注者による需要場所への電気の供給は、契約書及び仕様書に定める条件のほか、基本契約要綱(関西エリア)に従うものとし、契約書及び仕様書と、基本契約要綱(関西エリア)に齟齬又は矛盾が存ずる場合には、契約書及び仕様書の定めが優先するものとする。

2 受注者は基本契約要綱(関西エリア)の定めに従い、基本契約要綱(関西エリア)を変更することがあり、発注者が承諾した場合に限り、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は変更後の基本契約要綱(関西エリア)によるものとするができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第28条 契約書、仕様書及び基本契約要綱(関西エリア)に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、発注者受注者協議のうえ、解決するものとする。

2 本契約に係る一切の紛争については、発注者の所在地を所管する地方裁判所を第1審の専

属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年9月 日

(発注者) 大阪府高槻市桃園町4番15号  
高槻市  
高槻市企業管理者 西岡 博史

(受注者)

【別紙 1】

項番	需要場所の名称	契約電力	需要場所	供給開始 予定年月日	年間予定 使用電力量
1	大冠浄水場	kW	大阪府高槻市西冠三丁目 4 7 番 1 号	2024 年 10 月 1 日	kWh
2	清水受水場	kW	大阪府高槻市大蔵司二丁目 5 1 番 2 号	2024 年 10 月 1 日	kWh
3	奈佐原受水場	実量制	大阪府高槻市氷室町五丁目 1 0 番 1 号	2024 年 10 月 24 日	kWh
4	水道部庁舎	実量制	大阪府高槻市桃園町 4 番 1 5 号	2024 年 10 月 1 日	kWh

【別紙2】

【別紙1】の項番1から4について、それぞれの契約単価を以下のとおりとする。

(基本料金単価) 消費税及び地方消費税額を含む

	基本料金単価 (1kWにつき)			
	1. 大冠浄水場	2. 清水受水場	3. 奈佐原受水場	4. 水道庁舎
常用	円	円	円	円
予備	円			

(電力量料金単価) 消費税及び地方消費税額を含む

	電力量料金単価 (1kWhにつき)			
	1. 大冠浄水場	2. 清水受水場	3. 奈佐原受水場	4. 水道庁舎
重負荷	円	円	円	
昼間	円	円	円	
夜間	円	円	円	
夏季				円
その他季				円

「重負荷」とは、毎年7月1日から9月30日までの期間の毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。(ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定される休日を除く)

「昼間」とは、毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。(ただし、「重負荷」、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定される休日、12月30日、12月31日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日を除く)

「夜間」とは、「重負荷」及び「昼間」以外の時間をいいます。

「夏季」とは、毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

「その他季」とは、毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

本契約締結後において、消費税法および地方税法等の改正により消費税等の税率が改定された場合には、同税率に基づき上記単価を見直すものとする。